

令和3年12月20日

## 国家的に重要な研究開発の事前評価について

### 1. 概要

総合科学技術・イノベーション会議では、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成29年7月26日一部改正）に基づき、新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発のうち、科学技術政策上の重要性等に鑑み、評価専門調査会において評価すべきと認めたもの（事前評価）について、評価専門調査会において調査検討を行うものとされている。

今般、各府省に対して、令和3年度概算要求に伴う新規研究開発案件の調査を行い、対象となる研究開発案件がある場合は、事前評価を実施することとする。

### 2. 評価対象案件の選定

#### (1) 対象となる研究開発案件の選定方法

新規研究開発案件の全体像を把握するために、第123回評価専門調査会で決定された、「国費総額200億円以上」又は「令和3年度概算要求額20億円以上」の研究開発案件を対象に調査し、その結果を踏まえ、評価専門調査会において、事前評価の対象となる総額約300億円以上の大規模研究開発案件（以下「大規模新規案件」という。）を選定することとする。

#### (2) 各府省に対する調査の結果

「国費総額200億円以上」又は「令和3年度概算要求額20億円以上」の研究開発案件を調査した結果は下表のとおり。

省庁名	研究開発名	実施期間 (年度)	令和3年度 概算要求額 (億円)	国費 総額 (億円)
経済産業省	次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト	R4~R8 (5年間)	38	未定
経済産業省	産業DXのためのデジタルインフラ整備事業	R4~R6 (3年間)	25	未定

### 3. まとめ

今回の調査において、大規模新規案件に該当するものはなかった。